

かかみがはら未来文化財団補助金交付要綱

(令和4年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、公益財団法人かかみがはら未来文化財団（以下「文化財団」という。）に対し、文化を活かしたまちづくりの取組みを推進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助事業は、文化財団が行う次の事業（市の受託事業として行うものを除く。）とする。

(1) 文化に関する資源を活用した事業

(2) 子ども及び若者がまちづくりに関わるための事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、事業の企画及び運営に必要な経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内の額で補助対象経費の3分の2の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第5条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(各務原市文化協会補助金交付要綱の廃止)

2 各務原市文化協会補助金交付要綱（平成13年3月9日決裁）は、廃止する。

附 則（令和5年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日決裁）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後のかかみがはら未来文化財団補助金要綱の規定は、令和 7 年度以後の予算に係る補助金について適用し、令和 6 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。